

別表第5（第3条関係）

公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
<p>1 主要な出入口</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口のうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口からの水平距離が1.5メートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (5)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(6) 戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。</p> <p>(7) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(8) 出入口が車道等と接する部分等には、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>2 園路</p>	<p>主要な出入口に通じる主たる園路（以下「主たる園路という。」）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子</p>

	<p>子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすること。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(7) 排水溝を設ける場合は、溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
<p>3 階段（その踊場を含む。）</p>	<p>主たる園路に階段又は段を設ける場合、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(3) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとすること。</p> <p>(6) 両側には、側壁又は立ち上がり部を設けること。</p> <p>(7) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとすること。</p>

	<p>(8) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えること。</p> <p>(9) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(10) 踊場は、高さ2.5メートル以下ごとに設け、その奥行きを1.2メートル以上とすること。</p> <p>(11) 段の寸法は、踏上げ15センチメートル以下、踏面30センチメートル以上及び踏込み2センチメートル以下とし、同一階段における、それぞれの寸法を一定とすること。</p> <p>(12) 段がある部分の上端に近接する園路には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。）</p>	<p>傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(6) 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(8) 両側には、側壁又は立ち上がり部を設けること。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(10) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を</p>

	<p>敷設すること。ただし、高さが16センチメートルを超えない傾斜路の上端に近接するものである場合は、この限りでない。</p>
<p>5 休憩所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 幅は1.2メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) (7)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(7) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする</p> <p>こと。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、7の項に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(5) (1)から(4)までの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用すること。この場合において、「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>

<p>6 駐車場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場における自動車の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。</p>
<p>7 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器のうち1以上には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準に適合させるほか、みんなのトイレを設けることとすること。</p> <p>(3) みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>

ウ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする
こと。

エ 車椅子使用者の円滑な利用のために、車椅子が360度回転できる
よう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間を確保すること。

オ 腰掛便座及び手すりを設けること。

カ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を1
以上設けること。

キ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構
造のものであることを表示する標識を設けること。

(4) みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースを1以上（
男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努
めること。

(5) みんなのトイレ又はゆとりブースを設ける場合には、便所内に、次に
掲げる手洗器を設けること。

ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用
者が利用しやすい空間を設けること。

イ 手洗器具は、容易に操作することができるものとする。

ウ もたれかかったときに耐えうる強固なものとし、又は両側に手すり
を適切に配置すること。

(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用
する便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別が
あるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

ア 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房
を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。

イ 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる
設備を1以上設けるよう努めること。

手洗場	<p>る水飲場及び手洗場を設ける場合は、それぞれ1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p>
9 掲示板及び標識	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p> <p>イ 当該掲示板及び当該標識に表示された内容が容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 主要な案内板には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>(2) 1の項から8の項までの規定により設けられた施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた主要な出入口及び2の項の規定により設けられた園路の付近に設けること。</p> <p>(3) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合は、文字で情報を表示することにより聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。</p>
10 育児用施設	<p>(1) 当該公園に管理施設を設ける場合は、育児用施設を設けるよう努めること。</p> <p>(2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。</p>